

令和6年度事業報告書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1) 特定非営利活動に係る事業

(1) 福祉・医療サービス人権相談事業

昨年度も毎週日曜日に電話相談を設けました。令和6年度は47回の相談日を設けました。

今年度対応した相談ケースとして、認知症グループホームにおける上司によるハラスメント事案、精神障害のある家族を持つ方からの相談、福祉事務所ケースワーカーの態度に関する相談がありました。また、昨年から引き続き、有料老人ホームにおける不適切ケアについての相談事案について所管自治体の対応について行政情報開示およびその（不服）審査請求を行いました。

相談媒体	相談者	主訴	対応	結果
電話	生活困窮にある人	他県から岡山県に引っ越してきた。生活困窮しているので生活保護申請を行ったが、保護決定までに3週間かかるため、その間の生活ができない。	ホームレス等の生活困窮者支援のNPO法人の連絡先を伝える。	その後の連絡はない。
電話	精神疾患のある子がいる親	精神疾患のある子を自宅で看ていたが、虐待と認定されたため無理やり離れ離れになった。子から「(入院先の病院を出て)家に帰りたい」と連絡が来た。現在、子には後見人がついており、その後見人が相談者からの連絡や退院を阻害している。どうしたら子を連れ戻すことができるのか？	傾聴して話を聞く。司法への訴えも要望されたが当法人からは弁護士等の紹介はできないと断る。 ※3か月後にも同じ内容で電話相談あり。後見人が本人の利益になっていないとの主訴に対し、後見人解任や交代に関する一般的な説明や岡山県アドボケイトセンターの存在も伝える。	いずれも電話が長時間に及んだため、本人の訴えが途中までしか聞けなかった。2回目以降の連絡はない。
メール	認知症グループ	職場の上司からのハ	相談者の訴えに対し、	相談者は、当該事業所を

	プホーム職員 (のちに退職)	ラスメント行為、入居者に配慮のない運営等についての相談だった。	傾聴的な姿勢で関わり続けた。(メールによるやり取りは4回以上) 当法人の積極的対応は望まず、傾聴のみの対応で十分との反応だった。	退職することで案件の終結を迎えた。
電話	精神疾患のある子がいる親	精神疾患のある子が裁判を起こした。(どうも相手方には非はなさそう) どうやったら、裁判を止めることができるか?これから先、この子と同居を続けるのも辛いとの訴え。	子への支援者に保健所の精神保健福祉士がいるとのこと。司法関係を含め、社会的な出来事ならば精神保健福祉士と一緒に考えてくれると助言。また、今後についてしっかり考えたほうが良いとも伝える。	助言内容を納得された。その後の連絡はない。
電話	詳細不明	教育関係の相談と、電話相談に連絡あり	「子育て・教育なんでも相談ネットワーク」の存在を相談者に伝える。	相談者は、左記連絡先に連絡することになった。
メール及び電話	車いす利用者 (中途障害)	自身の使用する車いすの修繕に関して、福祉用具取り扱い会社とトラブルになったとのこと。	すでに相談者は、当該会社に対し、裁判を起こし、勝訴したとのこと。だが、当該会社自体に処罰を加えたいとの訴えだったため、それ以上の対応への協力は難しいと伝える。	訴え内容が煩雑だったため、時系列にまとめてもらえるように依頼したが、その後の連絡はない。
メール	家族	生活困窮状態にある親族に対し、入院先の病院職員が諸手続き	メール内容では実態把握が困難だったため、本人についている	その後の返信はない。

		の妨害を行うとの訴え。	とされる後見人を通じて当法人に相談できるかと返信を行う。	
メール 及び 電話	生活保護受給中の本人	精神疾患があるため就労につけず生活保護受給をしていたが、担当ケースワーカーの強引な態度に自立に向けての相談が出来ずにいる。そのケースワーカーが恐ろしいため、直近の訪問を中止してほしい。	本人の名前や担当ケースワーカーの氏名も明らかであったため、緊急介入として当該福祉事務所に本人に代わって訪問中止の要望を伝えた。	

(2)調査研究事業

岡山県内各自治体の高齢者虐待防止対策の可視化を目的とした調査を行うことを計画していましたが、準備不足のため行うことができませんでした。

(3)人材育成事業

第11回定時総会記念講演として、『使わないと劣化する情報公開条例』と題し、光成卓明さん（弁護士）が登壇しました。参加者数は14人でした。

福祉に関わる話題をオンラインで話し合う「福祉オンブズカフェ」を年3回実施しました。前年度より、Zoomアカウント（有料）契約を行い、当カフェの利便性、運用効率性を高めました。参加者は、延べ41人でした。今年度開催した各回のテーマ等は以下の通りです。

回数	テーマ	日にち	話題提供者	参加人数
第16回	「障害があっても働ける社会とは あじさい問題の取材から」	4月20日（土）	久万真毅さん（山陽新聞記者）	13人
第17回	「「親亡き後」だけでなく「親あるうち」のことも考えようー障害のある当事者を守る「人、お	8月17日（土）	大澤公一郎さん（弁護士法人岡山パブリック法律事務所と障がいのある本人・家族をつなぐ友の会 代表）	15人

	金、居場所」に見通しをもつー」			
第18回	「「0日死亡」を防ぎたいー女性の人生の岐路を支えるー」	12月21日（土）	小林智子さん（NPO法人妊娠しえるとSOS理事長）	13人

令和6年度も令和6年度岡山市人権啓発活動補助金事業として、人権・福祉講座を2月15日開催しました。「どうなる？私たちの老後と在宅生活ー令和6年度介護報酬改定後の訪問介護現場からー」とのテーマで、木村教代さん（岡山医療生活協同組合ヘルパーステーションレインボー）と宮内祥さん（株式会社創心會／岡山県社会福祉士会理事）のお二人に登壇していただき、それぞれの立場から問題提起をしていただきました。参加者数は15人でした。

(4) 情報公開事業

WEB上において、当法人の情報を発信しました。例年同様にSNS（Facebook）及び当法人公式ホームページに活動予告並びに告知を行いました。

令和5年7月から始まった相談案件（有料老人ホームにおける不適切ケア）に関して岡山市に対し行政情報開示請求を同年12月に行いましたが、令和6年2月に一部開示（ほぼ黒塗り）の決定を受けました。そこで、岡山市長に対して、全ての開示を求めて審査請求を5月に行い、岡山市と当法人の間で弁明と反論を繰り返した末に同年9月に当法人からの再反論で、ようやく事前の書面のやりとりを終え、同年12月に岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審議会にかけられた模様です。現在はその結果を待っています。

(5) 出版事業

令和6年度は実施しませんでした。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

「令和6年度岡山市人権啓発活動補助金」を獲得しました。この補助金は、令和6年度人権福祉講座に充てることができました。

2) その他の事業

(1) なし

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
福祉・医療サービス人権相談事業	岡山県内の社会福祉サービス関係者から寄せられた人権問題に関する相談活動を行う。	毎週日曜日 10時～15時	事務所 (岡山市北区野田5-8-11)	6名	一般市民多数	58
調査研究事業	実施なし ※但し、令和5年度末に発行した報告書の送付を行った。	—	—	—	—	2
人材育成事業	第11回定時総会／記念講演 「使わないと劣化する情報公開条例」光成卓明さん（弁護士）	5月26日 （日）	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（岡山市北区南方二丁目13-1）	7名	一般市民 14名	58
	第16回福祉オンブズカフェ 「障害があっても働ける社会とは あじさい問題の取材から」久万真毅さん（山陽新聞記者）	4月20日 （土）	オンライン	5名	一般市民 13名	
	第17回福祉オンブズカフェ 「「親亡き後」だけでなく「親あるうち」のことも考	8月17日 （土）	オンライン	5名	一般市民 15名	

	えようー障害のある当事者を守る「人、お金、居場所」に見通しをもつー」大澤公一郎さん（弁護士法人岡山パブリック法律事務所と障がいのある本人・家族をつなぐ友の会 代表） 第18回福祉オンブズカフェ 「「0日死亡」を防ぎたいー女性の人生の岐路を支えるー」助産師 小林智子さん（NPO法人妊娠しえとSOS理事長） 2024年度人権・福祉講座「どうなる？私たちの老後と在宅生活ー令和6年度介護報酬改定後の訪問介護現場からー」木村教代さん（岡山医療生活協同組合ヘルパーステーションレインボー）、宮内祥さん（岡山県社会福祉士会理事）	12月21日 (土) 2月15日 (土)	オンライン 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（岡山市北区南方二丁目13-1）	6名 6名	一般市民 13名 一般市民 15名	
情報公開事業	当法人の活動を随時、ホームページおよびFacebookにて情報公開を行った。 岡山市に対し、相談案件に関連し、情報公開請求を行った。	随時	事務所 (岡山市北区野田5-8-11) 市役所	1名 2名	一般市民多数	10
出版事業		—	—	—	—	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	支出額(千 円)
出前教室事業	行いませんでした。	—	—	—	—

法人名: 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま

活動計算書

2024 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日 まで

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	147,000	147,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体補助金	20,935	20,935	
4. 事業収益			
人材育成事業収益	14,500	14,500	
5. その他収益			
受取利息	25	25	
経常収益計			182,460
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
広告宣伝費	10,920		
印刷製本費	17,185		
旅費交通費	1,960		
通信運搬費	63,086		
消耗品費	264		
諸謝金	30,000		
賃借料	5,880		
雑費	330		
その他経費計	129,625		
事業費計		129,625	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	24,000		
通信運搬費	70,276		
消耗品費	0		
雑費	2,310		
その他経費計	96,586		
管理費計		96,586	
経常費用計			226,211
当期正味財産増減額			△ 43,751
前期繰越正味財産額			486,578
次期繰越正味財産額			442,827

法人名： 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま

貸借対照表

2025 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	450,932		
未収金	0		
流動資産合計		450,932	
2. 固定資産			
有形固定資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			450,932
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,105		
前受金	0		
流動負債合計		8,105	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			8,105
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		486,578	
当期正味財産増減額		△ 43,751	
正味財産合計			442,827
負債及び正味財産合計			450,932

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業費の内訳

事業費の区分は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	人権相談事業費	調査研究事業	人材育成事業費	情報公開事業費	事業費計
(1) 人件費					
人件費計	0	0	0	0	0
(2) その他経費					
広告宣伝費				10,920	10,920
印刷製本費			17,185		17,185
旅費交通費	1,960				1,960
通信運搬費	55,971	2,500	4,615		63,086
消耗品費	264				264
諸謝金			30,000		30,000
賃借料			5,880		5,880
雑費			330		330
その他経費計	58,195	2,500	58,010	10,920	129,625
合 計	58,195	2,500	58,010	10,920	129,625

3. 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途が制約された寄付金等はありません。当法人の正味財産は442,827円ですが、そのうち使途が制約された財産はありません。

法人名： 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま

財産目録

2025 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	119,867		
ゆうちょ銀行	180,820		
広島貯金事務センター	150,245		
ろうきん	0		
未収金			
岡山市 補助金	0		
流動資産合計		450,932	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			450,932
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金			
未払金			
NTTファイナンス 電話料2・3月分	5,726		
NTTドコモ 電話料3月分	2,379		
前受金			
前受会費	0		
流動負債合計		8,105	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			8,105
正味財産			442,827

前事業年度の年間役員名簿

(令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日)

特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま

No.	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就 任 期 間	報 酬 を 受 け た 期 間
1	理 事 長	高崎和美		令和6年4月1日～ 同 7年3月31日	報酬無し
2	副 理 事 長	藤井宏明		令和6年4月1日～ 同 7年3月31日	報酬無し
3	理 事	呉 裕麻		令和6年4月1日～ 同 7年3月31日	報酬無し
4	同	神崎希望		令和6年4月1日～ 同 7年3月31日	報酬無し
5	同	猶原真弓		令和6年4月1日～ 同 7年3月31日	報酬無し
6	同	藤本統久		令和6年4月1日～ 同 7年3月31日	報酬無し
7	同	増田知代		令和6年5月26日～ 同 7年3月31日	報酬無し
8	監 事	今岡清廣		令和6年4月1日～ 同 7年3月31日	報酬無し
9	同	梶原行正		令和6年4月1日～ 同 6年5月26日	報酬無し
10	同	加藤 聡		令和6年5月26日～ 同 7年3月31日	報酬無し

【備考】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事又は理事の職名を定めている場合はその職名の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、各役員の住所又は居所を証する書類の記載どおりに記載する。
- 4 「就任期間」の欄には、左に記載された役員全員についてそれぞれ記載し、「報酬を受けた期間」の欄については、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」とそれぞれ記載する。